

グリーン調達ガイドライン

2015年10月 改訂第4版 日立化成株式会社 グローバル調達部

目次	ページ
1. 日立化成グループのCSR活動と環境活動への取り組み	2
日立化成グループ企業ビジョン	2
日立化成グループCSR取り組み方針	2
日立化成環境保全行動指針	2
2. 日立化成グループのグリーン調達の考え方	3
2.1 グリーン調達の目的	3
2.2 サプライヤー皆様へのお願い	3
(1) サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目	3
(2) 納入品の環境負荷低減に関する項目	4
3. 納入品に含有される化学物質の管理について	6
3.1 日立化成グループ自主管理化学物質	6
3.2 化学物質含有情報の管理の考え方(禁止と管理)	6
3.3 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について	6
3.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合	6
4. グリーン調達に関する調査及び監査へのご協力のお願い	7
4.1 調査・監査の要領	7
4.2 調査・監査の主たる内容	7
別表1 (レベル1 禁止物質群リスト)	8
別表2 (レベル2 管理物質群リスト)	8

「グリーン調達ガイドライン」WEB掲載場所

<http://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/purchase/green.html>

<改訂履歴>

改訂月	改訂履歴
2011年11月	「生態系の保全」という表現を挿入。別表2管理物質にSVHCを追加。
2012年12月	社名を「日立化成」に変更。
2013年10月	組織名称を「グローバル調達部」に変更。
2013年10月	別表1、2の内容を見直し変更。
2015年10月	別表1、2の内容を見直し変更。

1. 日立化成グループのCSR活動と環境活動への取り組み

日立化成グループは、当社の理想とする将来像、目指す姿を表現した「企業ビジョン」を制定し、3つのビジョンで、日立化成グループの新しい時代のCSR(企業の社会的責任)の考え方を表現しています。

この「企業ビジョン」の実現に向け、グループのすべての役員・従業員が共有する行動や判断の指針として「日立化成企業行動基準」及び「日立化成グループ行動規範」を制定し、また、グループ全体におけるCSRへの取り組みを推進するため、より具体的な「日立化成グループCSR取り組み方針」「日立化成環境安全行動指針」を制定しています。

さらに、今日の社会の期待に応えるため、「日立化成サプライチェーンCSR推進ガイドブック」を作成し、環境保全活動の推進とともにビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化をめざしています。

環境保全活動は社会全体に関わる内容にて、サプライヤーの皆様のご協力をもって推進してまいりたく宜しくお願いいたします。

日立化成グループ企業ビジョン

■ 私たちの理念は、「時代を拓く優れた技術と製品の開発を通して社会に貢献すること」。

・高度で幅広い「材料技術」と「加工技術」を複合・融合し、常に時代を拓く技術、製品、サービスを提供し続けることによって、豊かな人間生活とより良い社会の実現を目指します。

■ 私たちの使命は、「時代に先駆けた新たな価値の創造」。

・未知の領域に踏み出す勇気とチャレンジ精神をもって、時代に先駆けた「新たな価値」を創造することで、お客さまと社会の様々な課題に対し、最適解を迅速に提供します。

■ 私たちが守り高めていく価値は、「信頼」。

・お客さまと社会の信頼に必ず応え、企業としての責任を全うします。そのために、常に環境に配慮しつつ、一人一人が基本と正道を守り、真の顧客満足を追求めます。

日立化成グループCSR取り組み方針

1. 企業活動としての社会的責任の自覚

日立化成グループ全員は、企業の社会的責任(CSR)が企業活動そのものであることを自覚し、社会及び事業の持続的発展を図るべく、本取り組み方針に基づいて、社会的責任を果たしていきます。

2. 事業活動を通じた社会への貢献

時代を拓く優れた研究・技術・製品開発を基盤とした事業活動によって、安全かつ良質な製品・サービスをお客さまに提供するとともに、豊かで活力のある社会の実現に貢献します。

3. 情報開示とコミュニケーション

日立化成グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

4. 企業倫理と人権の尊重

文化や道徳観、倫理や法体系等が多様であるグローバルな事業環境において、公正で誠実な事業活動を行うとともに、人権の尊重及び高い企業倫理に基づいた行動を取ります。

5. 環境保全活動の推進

環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、環境に与える負荷を低減し、限りある資源の有効活用を行います。

6. 社会貢献活動の推進

良き企業市民として、より良い社会を実現するため、社会貢献活動を積極的に推進します。

7. 働きやすい職場づくり

すべての従業員にとって、働きやすい、やりがいのある職場づくりに努めるとともに、仕事を通じた自己実現や自己成長を図ることのできる、意欲ある従業員を積極的に支援します。

8. ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化

すべての取引先に協力を求めて社会的責任意識を共有化し、公正かつ健全な事業活動の推進に努めます。

日立化成環境保全行動指針

本指針は、当社グループの事業活動に関わる環境保全への取り組みに対する当社の行動指針を示すものである。

スローガン

製品・サービスを通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、当社は製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなモノづくりを推進し、地球環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

行動指針

1. 地球環境保全は、人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。
2. 地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術および製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。
3. 環境保全を担当する役員は、環境保全活動を適切に推進する責任を持つ。環境保全を担当する部署は、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努める。
4. 製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄などの各段階における環境負荷の把握と低減を目指したグローバルなモノづくりを推進する。
5. モノづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、リサイクル、化学物質管理、生態系への配慮等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。
6. 国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するとともに、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。
7. グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。
8. 従業員の環境に関する法律遵守及び環境への意識向上を図るため、広く社会に目を向け、幅広い観点から地球環境活動について教育する。
9. 環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。
10. 環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協働関係の強化に努める。

<ご参考>

日立化成ホームページ:CSR情報ホーム

<http://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/csr/index.html>

日立化成ホームページ:CSR情報:環境保全のページ

<http://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/csr/environment/index.html>

日立化成ホームページ:グローバル調達ホーム

<http://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/purchase/index.html>

「日立化成サプライチェーンCSR推進ガイドブック」

<http://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/purchase/guidebook.html>

2. 日立化成グループのグリーン調達の考え方

2.1 グリーン調達の目的

日立化成グループは、日立グループの一員として、「地球温暖化の防止」「資源の循環的な利用」「生態系の保全」からなる環境ビジョンを掲げ、製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減をめざすグローバルなモノづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献したいと願っております。

グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全活動に取り組んでいるサプライヤーの皆様から、化学物質の適正使用、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性を考慮した、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することが目的です。

2.2 サプライヤー皆様へのお願い

日立化成グループは、サプライヤーの皆様は、以下の二つの面でのご協力をお願い致します。

- (1) サプライヤー皆様が積極的に環境保全活動に取り組んで頂くこと
 (2) 日立化成グループへ納入頂く製品(納入品)の環境負荷低減が配慮されていること

その内容は以下の通りです。

(1) サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目

- (i) 環境経営体制(EMS)の実行計画を立案し、実行・運営をお願いします。
 (ii) 環境保全活動にあたっては、以下の項目を満たすように取り組んでください。

■ 企業理念・方針

- ① 環境保全に関する企業理念がある
- ② 環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している
- ③ 環境方針で法規制の遵守を誓約している
- ④ 環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■ 計画・組織

- ⑤ 環境保全に対する目的、目標がある
- ⑥ 目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている
- ⑦ 目的、目標を達成するための実行計画がある

■ 環境評価・システム

以下の項目を管理・評価し改善に努力している

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ⑧ 水質汚濁の削減 | ⑱ 関係法令等を遵守している。 |
| ⑨ 大気汚染の削減 | ⑲ 温暖化ガス排出量の削減 |
| ⑩ 騒音・振動の低減 | ⑳ 環境に係わる経営上のリスクと機会を特定、管理している。 |
| ⑪ 廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減 | |
| ⑫ エネルギー使用量の削減(電気、ガス、燃料など) | |
| ⑬ 有害性のある化学物質の使用及び排出の削減 | |
| ⑭ 原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減 | |
| ⑮ 製品アセスメントの仕組みがある | |
| ⑯ 緊急時に対する仕組みがある | |
| ⑰ 環境内部監査の仕組みがある | |

■ 教育訓練、情報提供

- ・環境関連の教育を実施している
- ・著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し作業リストを作成している
- ・環境保全に関する情報を提供している

- (iii) 納入品の含有化学物質を適切に管理する仕組の構築と実行・運営をお願いします。

(iv) ISO14001、EMASなどの国際的な環境認証や、KES、エコステージ、エコアクション21の日本国内の各環境認証を取得することは、EMSを効率よく運営する上で有効な手段と考えます。従って、これらの環境認証を積極的に取得し維持されることを推奨します。

(次ページへ続く)

(2) 納入品の環境負荷低減に関する項目

納入品の環境負荷低減に関しては、以下の項目に取り組んでください。サプライヤー皆様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮をお願い申し上げます。

■ 省資源

- ①製品の減量化、小型化に配慮している
- ②再生部品または再生資源を利用している(再生材含有率)
- ③長寿命化に配慮している

■ 省エネ

- ④待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している(エネルギー低減率)
- ⑤モーダルシフト等輸送エネルギーの削減に配慮している。

■ リサイクル

- ⑥製品を回収、リサイクルしている(リサイクル率)
- ⑦材料の統一、標準化をしている
- ⑧分解、分別の容易性に配慮している

■ 梱包材

- ⑨梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■ 情報提供

- ⑩製品に関する環境情報を提供している

■ 生態系の保全

- ⑪生態系への負荷軽減に努めている。
- ⑫化学物質の使用の適正化に努めている。

<注>

EMS : Environmental Management System 環境経営システム。環境保全を体系的に配慮し事業を推進すること

ISO14001 : ISO審査登録機関(国際標準化機構)で構成する国際的に認められた環境認証制度

EMAS : Eco-Management Audit Scheme 1995年4月に発効したEC(当時)の環境管理体制

KES : 特定非営利活動法人KES環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度

エコステージ : 有限責任中間法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

エコアクション21 : 財団法人地球環境戦略研究機関・持続性センターが推進する中小企業向け環境認証制度

3. 納入品に含有される化学物質の管理について

3.1 日立化成グループ自主管理化学物質

日立化成グループでは、「日立化成グループ自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

■「日立化成グループ自主管理化学物質」の考え方

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル1 禁止 物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が禁止または制限されている物質で、日立化成グループへの納入品に使用される可能性がある化学物質。 詳細は、別表1（レベル1禁止物質群リスト）による。	別表1参照
レベル2 管理 物質群	納入品に含有していることを制限するものではないが、国内外の法規制他で、使用実態を把握し、管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。 詳細は、別表2（レベル2管理物質群リスト）による。	別表2参照

ただし、顧客の要求、業界動向等の事情から、日立化成グループの事業部門により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合がありますので、納入先の指示、お願い事項にご留意頂くと共に、ご対応のほどお願いいたします。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。合わせてご協力をお願いします。

3.2 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）

レベル1の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が禁止または制限されておりますので、「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。

レベル2の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご留意願います。

サプライヤー各位におかれてましては、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質がしきい値を超えて混入することのないよう、また、管理物質が適切な管理がなされるようお願いいたします。

尚、化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、サプライヤー皆様の最善の手段を採用してください。

3.3 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

日立化成グループでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、サプライヤー皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。納入品に含有される化学物質につき、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証して頂きます。

取引において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」（不含有保証書）等の文書を、日立化成グループへの納入仕様条件としてご提示願います。

尚、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

3.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しく願います。

4.グリーン調達に関する調査及び監査へのご協力をお願い

日立化成グループは、サプライヤー皆様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流のサプライヤー皆様の状況について、調査及び監査を実施する場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

4.1 調査・監査の要領

(1) 調査・監査のカテゴリー

下記三点のカテゴリーに分けて行います。

- (i) サプライヤー皆様の環境保全活動の状況
- (ii) 納入品の環境負荷低減の状況
- (iii) 納入品の含有化学物質に関する情報

(2) 実施要領

日立化成グループの事業部門により管理内容が異なりますので、納入先の指示、お願い事項にご留意頂くと共に、ご対応のほどお願いいたします。

4.2 調査・監査の主たる内容

(1) サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

(a) 環境認証に関する項目

ISO14001等EMSに関する外部認証を取得しているか

(b) 「グリーン調達」への取り組みに関する項目

グリーン調達の実施計画があり、実施状況がフォローされているか

(c) 環境保全活動に関する項目

前記「2.2 サプライヤー皆様へのごお願い」における、「2.2(1) サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目」への取り組み、実施状況及び強化計画

(d) 製造過程に関する情報

製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無等

(2) 納入品の環境負荷低減の状況

(a) 納入品の環境負荷低減に関する項目

前記「2.2 サプライヤー皆様へのごお願い」における、「2.2(2) 納入品の環境負荷低減に関する項目」への取り組み、実施状況及び強化計画

(3) 納入品の含有化学物質に関する情報

- (i) 製品基本情報
- (ii) 製品構成情報
- (iii) 含有化学物質群有無情報
- (iv) 不含有保証書の提出有無情報

別表1 (レベル1禁止物質群リスト)

NO	化学物質(群)名	法規制値(最大許容値)	関連する主な法令
1	カドミウム及びその化合物※1	100ppm 100ppm(包装材料)※4	
2	六価クロム化合物※1	1000ppm 100ppm(包装材料)※4	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「ELV指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、「包装・包装廃棄物指令(EU)」、「米国包装材料重金属規制」
3	鉛及びその化合物※1	1000ppm 100ppm(包装材料)※4	
4	水銀及びその化合物※1	1000ppm 100ppm(包装材料)※4	
5	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	1000ppm	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm	「資源の有効な利用の促進に関する法律(日本)」、「電子情報製品汚染予防管理方法(中国)」、「電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律(第2章)(韓国)」、「RoHS指令(EU)」、「ドイツダイオキシン法令」
7	三置換有機ス ^ト 化合物	意図的な使用禁止且つス ^ト として1000ppm以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特) REACH/制限物質(EU)
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特) POPs条約
9	ポリ塩化ターフェニル(PCT類)	50ppm以下(機器) 意図的使用禁止(機器以外)	REACH/制限物質(EU)
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特)
11	短鎖型塩化パラフィン※2	意図的な使用禁止	REACH/制限物質(EU) POPs条約
12	アスベスト類	意図的な使用禁止且つ1000ppm以下	REACH/制限物質 安衛法(製造等禁止物質/石綿則) 独化学品禁止規則
13	オゾン層破壊物質※3	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(日本)」、「1990年大気浄化法第611条(米国)」、「オゾン層破壊に関するEU規則」
14	PFOS/PFOS類縁化合物	意図的使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特) POPs条約
15	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ ^ル -2-イル)-4,6-ジ ^テ ル ^チ ルフェノール	意図的使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特)
16	ヘキサクロベンゼン	意図的使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特)
17	フマル酸ジメチル<ジメチルマレート(DMF)>	0.1ppm以下	REACH/制限物質(EU)
18	ヘキサブロモシクロデカン(HBCD又はHBCDD) ※5	意図的使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1特) POPs条約 REACH/認可物質(EU)

※1: 金属には、その合金を含む。 ※2: 炭素鎖長/10~13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

※3: モントリオール議定書のClass I 物質

※4: 包装材料は、4物質合計で100ppm以下 ※5: 2016年4月1日より適用する。

別表2 (レベル2 管理物質群リスト)

NO	化学物質(群)名
1	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)
2	フタル酸ブチルベンジル(BBP)
3	フタル酸ジブチル(DBP)
4	フタル酸ジイソブチル(DIBP)
5	アンチモン及びその化合物 ※6
6	砒素およびその化合物 ※6
7	ベリリウム及びその化合物 ※6
8	ニッケル及びその化合物 ※6
9	セレン及びその化合物 ※6
10	非特定臭素系難燃剤 ※7
11	ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体
12	本表No.1～No.4以外のフタル酸エステル類
13	オゾン層破壊物質(Class II : HFHC) ※8
14	放射性物質
15	二置換有機スズ化合物 (DBT DOTなど)
16	コバルト及びその化合物 ※6
17	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料
18	ホルムアルデヒド
19	ベンゼン
20	フッ素系温室効果ガス (HFC PFC SF6)
21	多環芳香族炭化水素 (PAHs) ※9
22	PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及びそのエステル
23	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルベンゼンの反応生成物(BNST)
24	REACH/認可物質
25	REACH/SVHC ※10

※6: 金属には、その合金を含む。

※7: PBB類、PBDE類以外のもの
(PBB類、PBDE類は別表1(禁止))

※8: モントリオール議定書のClass II 物質
(Class I は別表1(禁止))

※9: REACH/制限物質(EU)

※10: ECHAのCandidate List掲載物質

注1) 本物質群はレベル2(管理物質)に属するが、特定用途で使用禁止となる場合がある。

注2) N01～4については以下期日よりレベル1に移行する。

・欧州RoHS/カテゴリ8,9の該当製品/部品 : 2021年1月18日

・上記以外 : 2019年1月18日

以上